

(2026年10月1日現在適用中)

1. 商品名	・NCB宝くじ付定期預金(大口定期)
2. ご利用いただける方	①および②を満たすお客さま ①個人のお客さま ②新たなご資金(※)からお預け入れいただくお客さま ※対象となるご資金は、店頭にお問い合わせください。
3. 対象商品	大口定期預金
4. 期間	1年
5. お預け入れ方法 (1)お預け入れ方法 (2)お預け入れ金額 (3)お預け入れ単位	・一括してお預け入れいただきます。 ・1,000万円以上 ・1円単位
6. 払い戻し方法	・満期日以降に一括して払い戻しいたします。
7. 利息 (1)適用利率 (2)利払い頻度 (3)計算方法	・年0.85%(税引後年0.677%) 初回の自動継続日を1回目として、4回目の自動継続まで、各継続日における1年ものの店頭表示金利に所定の金利を上乗せした金利を適用とします(大口定期1年ものの店頭表示金利+年0.2%(税引前))。5回目以降の自動継続時は、各継続日における1年ものの店頭表示金利を適用とします。 ・満期日以降に一括してお支払いいたします。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割り計算を行います。
8. 税金	・2013年1月1日から2037年12月31日までにお受け取りになる利息については、復興特別所得税が追加課税され、20.315%の源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%)となります。 ・マル優のお取り扱いはできません。
9. 手数料	－ － － － － － － －
10. 付加できる特約事項	・個人のお客さまの自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。 貸越限度額 他の定期預金担保分を合算した金額の90% (最高500万円まで) 貸越利率 担保定期預金の約定利率+0.5%
11. 期日前解約時の お取り扱い	・満期日前に解約する場合には、以下の期限前解約利率により計算した利息とともに払い戻しいたします。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と解約利息との差額を清算いたします。 なお、清算に不足が生じた場合はこの預金の元金により清算いたします。 (1)お預け入れ日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合は、以下のA、BおよびC(BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切り捨てます。ただし、Cの計算で0%を下回るときは0%とします)のうち、最も低い利率。 A: 解約日における普通預金の利率 B: 約定利率×70% C: 約定利率 — $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ (2)お預け入れ日の1か月後の応当日以後に解約する場合は、以下のAおよびBの算式により計算した利率(小数点第4位以下は切り捨てます。ただし、Bの計算で0%を下回るときは0%とします)のうち、最も低い利率。 A: 約定利率×70% B: 約定利率 — $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ ※基準利率とは、解約日に解約する元金を通帳記載の満期日まで新たに預け入れするとした場合、その預け入れの際に適用される利率を基準として、所定の方法で算出した利率をいいます。

次項に続きます

(2026年10月1日現在適用中)

12. 金利情報の入手方法	・当行インターネット上のホームページをご覧ください。または店頭にお問い合わせください。
13. その他	・預け入れ金額100万円につきサマージャンボ宝くじ連番5枚を進呈します。(本定期預金を5年間継続の場合、最大5回進呈) ・宝くじをお受け取りになる権利は、毎年5月末現在で本定期預金の残高がある場合に限り、その年の権利を確定します。残高がない場合は対象外となります。 ・本定期預金による宝くじお受け取りの権利の付与は最長5年間です。5年経過後は宝くじ進呈の対象外となり、1年ものの店頭表示金利にて自動継続されます。 ・サマージャンボ宝くじが販売されない場合、販売時期や販売価格が変更された場合などは、同程度の金額で購入できる他の宝くじ、または同等の価値を有する景品に変更することがございます。 ・進呈する宝くじは、当行で保護預りとさせていただき宝くじの現物はお渡ししません。なお、保護預り業務はみずほ銀行に委託し、業務に必要な範囲で個人情報のみずほ銀行に提供します。 ・当せん金は、お客さまご本人名義のお利息の受取口座にお振り込みします。(利息受取口座の登録がないお客さまにおいては、当行が指定するお客さま自身の普通預金口座) ・当せん金は、宝くじ抽せん日から1か月以内(予定)にお振り込みします。 ・当せん金が振り込まれる前に当せん金振込先の口座を解約されている場合は、当せん金はお振込みとなりません。その際、当行およびみずほ銀行は、当該当せん金のお受け取りに係る一切の責任を負いません。 ・宝くじの抽せんに外れても、「宝くじの日お楽しみ抽せん」が実施された場合、当せんした方には、株式会社みずほ銀行より賞品カタログが郵送されます。 ・お客さまには宝くじの現物ではなく、「宝くじ番号」を記載した番号通知ハガキ(以下、ハガキ)を宝くじ抽せん日の前日までに普通郵便で送付します。このハガキは再発行いたしませんので大切に保管してください。 ・ハガキは、当行にお届けのご住所にご郵送します。なお、このハガキでは、当せん金の請求はできません。 ・本ハガキは当行に「諸通知不要」の届出を出されていてもご郵送されますのであらかじめご了承ください。 ・店頭にて商品内容をご理解のうえ、同意書にご署名をいただきます。 ・期日後利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算いたします。 ・この預金は預金保険の対象商品になっています。同制度の範囲内で保護されます。 ・金融情勢等により、予告なく取扱い内容等を変更する場合や取り扱いを中止する場合があります。 ・ATM、NCBダイレクト、西日本シティ銀行アプリでのお預け入れはできません。 ・他のキャンペーン等の金利上乗せとの合算はいたしません。
14. 当行が契約している指定紛争解決機関	・一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772